

議案第 6 4 号

市川市美術品等収集審査会条例の制定について

市川市美術品等収集審査会条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市美術品等収集審査会条例

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市美術品等収集審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審査会は、本市が買入れ、又は寄贈若しくは寄託を受ける美術品その他美術に関する資料の評価について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から任務の終了の日までとする。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 審査会の事務は、文化国際部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

美術品等収集審査会委員	〃 18,500円
-------------	-----------

## 理 由

審議会、審査会等の附属機関の設置について全体的な見直しを行ったことを踏まえ、本市が収集する美術品等の評価について調査審議することを任務とする市川市美術品等収集審査会を附属機関として設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。